

質問回答書

件名：宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気

	質問事項	回答
1	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①九州電力送配電株式会社 ②09
2	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	契約電力の変更（増減）予定はありませんが、不測の事態による増減の可能性はあります。 その場合、電気需給契約書（案）第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
3	供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	了承します。 その場合、電気需給契約書（案）第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
4	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
5	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	了承します。
6	現在の計量日をご教示ください。	毎月末日の24時
7	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日は計量日と同日になります。 また、計量日は毎月1日となります。
8	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけたらという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	貴見のとおりとなります。
9	入札金額内訳書に基本料金の算定方式の記載がございますが、請求時の基本料金の算定方法について、弊社では（基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例）力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 請求時は上記の弊社の算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	了承します。
10	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	付いています。（仕様書に記載のとおり）
11	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	協議は可能ですが、応じられない場合もあります。 また、電気需給契約書（案）のみでの契約締結になります。

	質問事項	回答
12	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	不可とします。
13	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	①不可とします。 （電気需給契約書（案）第12条のとおり） ②電気需給契約書（案）第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
14	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	可能ですが、入札においては、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載する必要があります。 また、入札で決定した電気使用量料金単価に燃料費等調整額相当分を含めて請求することはできません。
15	燃料費調整額につきまして、みなし小売電気事業者の約款【標準供給条件(2023年10月1日実施)料金表(高圧・特別高圧)】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	電気需給契約書（案）第12条のとおり
16	開札日当日に弊社から連絡し、他社様が落札したか、弊社が落札したかどうかだけでもご教示いただくことは可能でしょうか。	可能です。 なお、開札日に落札者のみへ電話で連絡後、開札結果一覧は、後日、ホームページで公表します。
17	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
18	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。 その場合、電気需給契約書（案）第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
19	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができればなる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければなりません。 ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問題ありません。
20	契約保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	（資料1）よくある質問及び回答一覧 No. 16に記載のとおりとなります。
21	入札説明書に「入札説明書7入札書及び入札金額計算書の記載方法(3)に 「基本料金単価については、力率割引及び割増し適用前の額を記載すること。」とありますが、弊社では力率に応じて基本料金単価を変更させる対応はできかねます。また、力率割引後の料金単価の設定は行っておりません。 基本料金単価は内訳書および契約書に記載したものとし、力率割引については別途計算する対応となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。